



審 査 請 求 裁 決 書

審査請求人

[Redacted Name]
[Redacted Address]

関係保護の
実施機関

室戸市福祉事務所
植 村 幸 治

当該不服の
処 分 等

平成18年10月17日付け生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分（以下「原処分」という。）

平成18年10月18日付けで提起された行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による上記処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

1 主文

平成18年10月18日付けで提起された審査請求は容認する。よって、室戸市福祉事務所長が平成18年10月17日付けで審査請求人に行った原処分は、これを取り消す。

2 理由

(1) 審査請求の概要

審査請求人 [Redacted]（以下「請求人」という。）は、生活に困窮したとして平成18年9月29日に室戸市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に対し、生活保護法（以下「法」という。）による保護申請を行った。

これに対し処分庁は、請求人は稼働能力を最低生活の維持に活用していないことから、法第4条第1項の要件を欠けるとして、平成18年10月17日付けで保護申請却下処分（以下「原処分」という。）を行ったところ、請求人は原処分を不服として本審査請求を行ったものである。

(2) 審査請求の趣旨及び理由

請求人は、平成18年10月17日付けで原処分を受けたことについて納得できず、その取消しを求めるものである。

(3) 処分庁の弁明

処分庁の弁明は、概ね以下のとおりである。

原則的に就労可能な者は稼働能力の不活用を理由に保護申請を却下している。請求人本人は現在仕事ができないとの申し立てであるものの、医師の所見からは、就労不可とは考えられない。また、提出された求職活動状況申告書からも自立のための最大限の努力がなされているとは言い難い様に思われる。

さらに、平成18年9月29日付けの保護申請時は入院する予定になっていたが、入院には至らず、通院治療も可能とのことであった。

以上のことから、平成18年9月11日付けの保護申請と同様に、稼働能力不活用により保護申請却下との結論に至ったものである。

(4) 請求人の反論

処分庁の弁明に対する請求人の反論は、概ね以下のとおりである。

- 1 医師がどのような判断で就労可能と判断したかわからないが、腰痛、両足裏の痺れ等の症状があり、つらく不安でたまらない。

(5) 事実認定

- 1 請求人は、平成18年9月11日付けで、体調不良により、仕事ができなくなり生活に困窮したことを理由に保護申請をしたこと。
- 2 平成18年9月11日に処分庁は、むろとびあ医院にて請求人の病状調査を実施し、請求人の病訴どおりであれば就労否だろうが、当医院では判断できないので、芸陽病院にて病状調査を行ってほしい旨の所見であったこと。
- 3 平成18年9月13日に処分庁は、芸陽病院にて請求人の病状調査を実施し、普通就労可との所見であったこと。
- 4 平成18年9月21日に処分庁は、南内科にて請求人の病状調査を実施し、普通就労可との所見であったこと。
- 5 平成18年9月25日に処分庁は、請求人から提出された平成18年9月24日付けの求職活動状況申告書を受け付けたこと。
- 6 処分庁は、平成18年9月28日付けで、請求人に対して、保護申請却下処分をしたこと。
- 7 請求人は、平成18年9月29日付けで、体調不良により、仕事ができなくなり生活に困窮したことを理由に再度保護申請をしたこと。
- 8 平成18年10月10日に処分庁は、山本病院にて請求人の病状調査を実施し、軽就労可との所見であったこと。

- 9 平成18年10月16日に処分庁は、請求人から提出された平成18年10月5日付けの求職活動状況申告書を受け付けたこと。
- 10 請求人から提出された求職活動状況申告書に、平成18年10月5日、11日、16日に市民館において、平成18年10月15日に知人を通じて求職を行うも該当なし等と記載されていたこと。
- 11 処分庁は、平成18年10月17日付けで、請求人に対して、原処分をしたこと。

(6) 争点

本審査請求における争点は、処分庁が行った原処分について、違法又は不当のものといえるか否かである。

(7) 判断

以下のとおり判断する。

法第4条第1項には、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定しており、生活に困窮する者が、その有する能力を最大限に活用したと認められる場合は同項に規定する要件を満たすと解される。

そこで、これを本件についてみると、処分庁は事実認定にあるように平成18年10月10日に請求人の病状調査を実施し、軽就労可との所見となり、請求人から提出された平成18年10月5日付けの求職活動状況申告書を受け付けている。

この請求人の病状調査を実施し、請求人の稼働能力を把握しようとした処分庁の判断は妥当である。

しかしながら、請求人から提出された平成18年10月5日付けの求職活動状況申告書には市民館、知人等に照会した結果が記入されているが、その求職活動の評価等については行われていない。稼働能力を活用したか否かは地域の雇用情勢、請求人の求職活動状況等について総合的に評価し、判断すべきにもかかわらず、それに関する記録はなく、請求人の年齢、病状調査の結果、求職活動状況申告書の記載内容のみをもって稼働能力の不活用により原処分したことが妥当であるとの判断はできない。

したがって、処分庁が法第4条第1項の規定による保護受給要件を欠くものとした原処分については求職活動状況申告書の評価を十分行わないまま行っており、不適切な処分と言わざるを得ない。

よって、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成18年12月6日

高知県知事 橋本 大二郎



(教示)

この裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、この裁決の前提となる決定をした高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)決定取消しの訴えを、あるいは高知県を被告として、この裁決の取消しの訴えを提起することができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)